

# 筑後市高齢者安全運転 支援事業補助金 (後付け安全運転支援装置設置補助)

高齢運転者の安全運転意識の向上を図り、交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、後付けで安全運転支援装置を取り付けた方を対象に費用の一部を補助します。

## 補助対象者 ※下記①～⑤を全て満たす個人

- ①市内に住所を有する70歳以上の方(申請する年度末で70歳以上の方)
- ②有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ③令和2年4月1日以降に自家用自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ④安全運転支援装置を設置する自動車の自動車検査証に記載されている使用者または生計を一にする同一世帯の方
- ⑤市税及び国民健康保険税を滞納していない方

## 補助対象の安全装置

既販車に後付けで設置する

- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ・ペダル踏み間違い防止装置

## 補助金額等

申請者が支払った購入設置費(修理費用等は除く)の2分の1(1,000円未満切り捨て) 上限20,000円

※1人につき1回(1台)限りです。予算額に到達した場合は受付終了となります。

※補助金を受けた安全運転支援装置は、原則1年以上使用してください。

筑後市役所防災安全課 TEL:0942-65-7260

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地

■受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)

# 補助金の申請から交付までの流れ

## ①取扱店に見積を依頼

全ての車両に設置できるものではないため、ご自身の車に設置できるかどうかを事前に取扱店でご確認いただき、見積書を作成してもらってください。

## ②補助金交付申請書を提出

下記の書類を提出してください。申請書は、防災安全課窓口、市ホームページから入手できます。

- ①筑後市高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書
- ②見積書
- ③誓約書
- ④自動車運転免許証の写し
- ⑤自動車検査証の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

## ③補助金審査、交付決定

申請書類を審査のうえ、補助金交付決定通知書（または不交付決定通知書）を郵送します。

## ④安全運転支援装置の購入及び設置

取扱店で購入及び設置してください。

## ⑤実績報告書を提出

安全運転支援装置の設置完了日から1ヶ月後もしくは補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書に下記の書類を添付して防災安全課へ提出してください。

- ①安全運転支援装置設置販売証明書（購入店舗で発行）
- ②領収書
- ③その他市長が必要と認める書類

## ⑥補助金確定

実績報告書等の内容を審査し、補助金確定通知書を郵送します。

## ⑦補助金請求書の提出

補助金確定通知書に同封する補助金請求書を提出してください。

## ⑧補助金の振り込み

補助金請求書を受け付けてから、概ね2週間後に申請者名義の指定口座へ補助金を振り込みます。